

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした高年齢雇用継続基本給付金（以下「給付金」という。）の手續（以下「本件手續」という。）を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下したが、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。

また、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第69条においては、審査官の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる定められているところ、再審査請求ができる場合とは、取り消しによって請求人が救済されるべき法的利益がある場合にのみ認められるものと解することが相当である。

3 本件についてみると、請求人の求める再審査請求の趣旨は、要旨、請求人が署名押印して支給申請を行った給付金について、その支給に係る事務手續の取消しを求めるものである。請求人は、同給付金の支給事務において、法第61条の規定による給付金額の算定に当たり、被保険者が60歳に達した日を退職した日とみなしていることから、自身が事実上の解雇となることや、他の社会保険制度において不利となるなどと主張している。

しかしながら、法第61条は給付金額を計算する手段として、被保険者が現に支給されている賃金と法に定める失業に伴う基本手当を比較して、現に支給されている賃金が基本手当を下回る場合に給付することとしているため、本件手續は、この

計算をするためにやむを得ず60歳に達した日に離職したとみなして計算するにすぎないものであって、請求人の労働者としての身分を失わせたり、何らかの法的効果を及ぼすものではない。このため、支給申請した給付金の支給を受けながら、他方で支給手続のうち法を適用した手続過程のみの取消しを求める請求人の主張は矛盾しているものと言わざるを得ない。

以上より、本件手続は適正に行われたものであり、請求人の主張はあくまで給付金支給後において自身の都合を述べているにすぎないとみなされるものであり、また、少なくとも同給付金の支給事務によって請求人が事業所を解雇された等の事実はないことから、雇用保険法上の不利益は何ら見当たらないものである。

請求人の主張は法律の趣旨を誤解したものであり、審査官が本件事務手続は法に基づく取消しの対象となる処分にあたらないとして、請求人の申立てを却下した処分は妥当である。

- 4 以上のおりであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のおり裁決する。